災害時における物資調達及び施設使用等に関する協定書

上田市(以下「甲」という。)と信州うえだ農業協同組合(以下「乙」という。)は、上田市内で地震や風水害等の大規模災害が発生し、又は発生するおそれのある場合(以下「災害時」という。)における必要な物資調達及び施設使用等(以下「応急対策」という。)に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時において、甲と乙が協力して応急対策を迅速かつ円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

(要請)

- 第2条 甲は、災害時において、応急対策を実施する必要があると認められるときは、乙に対して第3条に規定する範囲において協力を要請することができる。
- 2 乙は、前項の規定により要請を受けたときは、可能な範囲で、甲に対し、応急対策を行うものとする。

(応急対策の範囲)

- 第3条 前条の規定による甲が乙に要請する応急対策の範囲は、次に掲げるものとする。
 - (1) 乙により調達や製造が可能な食料品、日用雑貨、燃料等の物資の供給に関すること
 - (2) 乙が所有又は管理する倉庫等を使用した緊急支援物資等の一時保管及びこれに付随 する設備、備品、重機、車両、運搬作業等に関する労務の提供に関すること
 - (3) 乙が所有又は管理する駐車場等施設の被災者への一時避難場所及びこれに付随する 被災者へのトイレ、水道水、テレビやラジオ等で知り得た災害情報等の提供に関する こと
 - (4)乙が所有又は管理する倉庫における、市が保有する災害時の応急活動に使用する資 器材等の事前保管に関すること
 - (5) その他甲が必要と認め、かつ乙が提供できる応急対策に関すること

(要請手続等)

第4条 第2条第1項の規定による要請は、甲が乙に対して、災害時支援要請書(様式第1号)により行うことを原則とする。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、その後速やかに文書を送付するものとする。

(災害時の体制整備等)

- 第5条 乙は、要請に基づき直ちに対応できる体制を確保するものとする。
- 2 乙は、前項の体制を確保するため、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、あらかじめ連絡責任者を定め、平時から連絡調整に努めるものとする。

(費用の負担)

- 第6条 第2条第1項による要請に基づいて乙が行った応急対策の費用(以下「対価等」という。)は、甲の負担とする。
- 2 第3条第1号に定める物資(以下、「物資」という。)の対価等は、災害時直前における適正な価格とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。
- 3 その他応急対策に要した費用負担については、甲が定める単価等を基準として、甲乙協 議のうえ算出するものとする。
- 4 前三項に掲げる負担に関しては、災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用され た場合にあっては、その定めに従うものとする。

(物資等の運搬及び引渡し)

- 第7条 第3条で定める物資の供給場所及び緊急支援物資等の引渡場所は、甲が指定する。
- 2 前項の供給場所及び引渡場所までの物資の運搬は、乙が行うものとする。ただし、乙が運搬することが困難な場合は、甲又は甲が指定する者が行うものとする。
- 3 甲は、第1項の供給場所及び引渡場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、受領するものとする。
- 4 乙は、物資の供給及び引渡しの際、次に掲げる事項を書面により甲に報告するものとする。
 - (1)供給及び引渡しの日時及び場所
 - (2)供給及び引渡しにかかる物資の品目及び数量

(費用の支払い)

第8条 甲は、乙が応急対策実施後、乙から費用の請求があった場合は、速やかに乙の指定する支払先に対価等を支払うものとする。

(報告)

第9条 乙は、要請による応急対策を実施した場合は、実施状況等その他必要な事項について書面にて報告するものとする。

(平時からの連携)

第10条 乙は、平時から甲との連携により、防災知識の普及啓発等を通じて、乙の組合員 の防災対策の推進を図るとともに、甲の要請に基づき甲が指定する防災訓練に可能な限り 参加するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の日の1か月前までに、甲及び乙いずれからも協定の解除又は変更について申出がないときは、さらに1年間この協定を延長したものとみなし、その後も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定の履行に際し疑義が生じたときは、関係 法令の定めによるもののほか、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙は署名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 4 年 3 月 1 日

長野県上田市大手一丁目11番16号

甲上田市

上記代表者 上田市長 土 屋 陽 一 印

長野県上田市大手二丁目7番10号

乙 信州うえだ農業協同組合

上記代表者 代表理事組合長 眞 島 実 印